

令和4年度宇城市における障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

令和4年8月1日制定

1 趣旨

本市では、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「障害者優先調達推進法」という。）」第9条の規定に基づき、毎年度、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「方針」という。）を策定する。

2 用語の定義

方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

3 適用範囲

方針の適用範囲は、市の全ての機関（市長部局、教育委員会部局、議会事務局）（以下、「適用部局」という。）が発注する物品及び役務（以下、「物品等」という。）の調達とする。

4 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のうち、物品等の調達が可能な施設等とする。

（1） 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」に基づく事業所等

- ア 障がい者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）
- イ 地域活動支援センター
- ウ 生活介護事業所
- エ 就労移行支援
- オ 就労継続支援事業所（A型・B型）
- カ 小規模作業所

（2） 障害者優先調達推進法施行令に基づく事業所

- ア 「障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）」に基づく子会社の事業所（特例子会社）
- イ 重度障害者多数雇用事業所（※）

※ 重度障害者多数雇用事業所は次の要件を全て満たすものとする。

- ① 障害者の雇用数が5人以上
- ② 障害者の割合が従業員の20%以上
- ③ 雇用障害者に占める重度障害者の割合が30%以上

（3） 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等

- ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者（在宅就業障害者）

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5 調達の対象品目

本市において重点的に調達を推進すべき物品等については、次のとおりとする。

（１） 物品

- ア 食品類（弁当、野菜・くだもの類、菓子類、緑茶など）
- イ 縫製品等（雑巾、ふきん、巾着など）
- ウ 紙製品等（トイレットペーパー、メモ帳など）
- エ 生活雑貨、小物雑貨（ビーズアクセサリ、イ草製品、小物かご、手芸品など）
- オ その他物品

（２） 役務

- ア 印刷製品（ポスター、パンフレット、リーフレット、名刺など）
- イ 軽作業（シール貼り、仕分け、袋詰め、包装、組立など）
- ウ 草刈、清掃作業
- エ その他のサービス・役務（WEB類の提供、データー入力など）

6 障がい者就労施設等が提供する物品等の調達目標

令和４年度に本市が達成すべき優先調達目標は、前年度実績（※）を上回るよう努める。

（※）令和３年度実績 ２，０２６，９５０円

7 調達の推進方法

- （１） 本市では、障がい者就労施設等からの提供可能な物品等及び適用部局が希望する物品購入、役務提供等について情報を収集し、これらの情報を基に、適用部局に対し障がい者就労施設等への優先調達を依頼する。
- （２） 障がい者就労施設等への優先調達にあたっては、事務用消耗品に限らず、イベント、キャンペーン等での啓発用物品や記念品、軽食の活用など発注可能な物品等を適用部局において十分検討する。

8 調達方針及び調達実績の公表

- （１） 方針の策定又は見直しを行ったときは、市ホームページ等により公表する。
- （２） 調達実績については、翌年度６月末までに概要をとりまとめ、市ホームページ等により公表する。